

第2 令和5年度の監査結果

1 令和5年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務監査・行政監査	定期監査	本 庁 221箇所	本 庁 令和4年度 出先機関 令和4年度及び 令和5年度期 中	15 ※ 行政監査に ついては 41
		出先機関 253箇所 合 計 474箇所 (すべての機関実施)		
財務監査	随時監査	財務会計監査 19箇所 うち抜き打ち分 16箇所	令和4年度及び令和 5年度期中 ※財務会計監査のうち、 抜き打ち分以外の3箇所 については、平成30年 度、令和元年度及び令和 3年度から令和5年度ま で。	37
		工事技術監査 2箇所 合 計 21箇所		
行政監査	臨時監査	本 庁 0箇所	令和4年度及び令和 5年度期中	37
		出先機関 0箇所 合 計 0箇所		
財政的援助団体 等の監査		32団体	令和4年度	43
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和4年度	49
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和4年度	55
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和4年度	56
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和4年度	59
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	60

住民監査請求に基づく監査	令和5年度請求4件		61
--------------	-----------	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	観光に関する施策の財務事務の執行について	令和4年度（原則）	78

（注）令和5年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和5年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	253	36	39	3		4	7	12	1	5	18			14	14
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	1	1				0	1			1				0
	教育委員会事務局、教育機関	129	11	13				0	1	1	6	8			5	5
	警察本部、警察署	72	3	4			2	2			1	1			1	1
	小計	474	51	57	3	0	6	9	14	2	12	28	0	0	20	20
随時監査		21	4	3				0	1			1	2			2
臨時監査		0	0	0				0				0				0
財政的援助団体等		32	1	2				0	2			2				0
計（A）（注2）		527	56	62	3	0	6	9	17	2	12	31	2	0	20	22
令和4年度監査実績（B）（注2）		542	52	54	3	1	6	10	6	4	12	22		1	21	22
増減（A-B）		△15	4	8	0	△1	0	△1	11	△2	0	9	2	△1	△1	0

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（85ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の事務局長指導事項の件数は67件（令和4年度の事務局長指導事項の件数は86件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
15	1	23	39
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	0	0	1
1	1	11	13
0	0	4	4
17	2	38	57
3	0	0	3
0	0	0	0
2	0	0	2
22	2	38	62
9	6	39	54
13	△4	△1	8

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	4	2		2	4
危機管理部	1			1	1
経営管理部	7	5		3	8
くらし・環境部	1			1	1
スポーツ・文化観光部	2			3	3
健康福祉部	6	2		5	7
経済産業部	5	2	1	3	6
交通基盤部	9	4		4	8
出納局	1			1	1
計(C)	36	15	1	23	39
令和4年度 監査実績(D)	43	9	4	29	42
増減 (C-D)	△7	6	△3	△6	△3

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（474箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和5年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施しました。

(イ) 出先機関

消耗品等の共同調達の状況、災害用備品の管理状況、公用車の燃料調達の状況、ETC割引の活用状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和5年度						令和4年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	書面 委託	
知事部局	147	[53]	106	(60) [59]	253	(60) [112]	147	[93]	106	(59) [40]	253	(59) [133]	0	(1) [△ 21]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5				5	(0) [0]	5	[5]			5	(0) [5]	0	(0) [△ 5]
各種委員会 事務局	9	[4]			9	(0) [4]	9	[7]			9	(0) [7]	0	(0) [△ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	12	[12]	117	(96) [46]	129	(96) [58]	11		118	(93) [73]	129	(93) [73]	0	(3) [△ 15]
警察本部、 警察署	44	[44]	28	(23) [13]	72	(23) [57]	46		28	(21) [13]	74	(21) [13]	△ 2	(2) [44]
計	221	(0) [117]	253	(180) [119]	474	(180) [236]	222	(0) [109]	254	(174) [127]	476	(174) [236]	△ 2	(6) [0]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数()書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度								令和4年度								増減 (A-B)	
	出先機関								出先機関									
	本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (B)	書面 委託		
知事直轄 組織	12		2	(2) [1]			14	(2) [1]	11		2	(1) [1]			13	(1) [12]	1	(1) [Δ 11]
危機管理部	6		2	(1) [1]			8	(1) [1]	6		2	(1) [1]			8	(1) [7]	0	(0) [Δ 6]
経営管理部	11		12	(8) [7]	1	(1) [1]	24	(9) [8]	11		12	(8) [4]	1		24	(8) [15]	0	(1) [Δ 7]
くらし・ 環境部	16		4	(3) [1]	4	(3) [1]	24	(6) [17]	17		4	(3) [1]	4	(2) [1]	25	(5) [2]	Δ 1	(1) [15]
スポーツ・ 文化観光部	16		4	(3) [4]			20	(3) [20]	16		4	(3) [1]			20	(3) [0]	0	(0) [20]
健康福祉部	21		15	(8) [9]	18	(3) [6]	54	(11) [36]	21		15	(6) [5]	18	(1) [12]	54	(7) [17]	0	(4) [19]
経済産業部	31		26	(21) [16]	6	(5) [5]	63	(26) [21]	31		26	(16) [10]	6	(2) [1]	63	(18) [42]	0	(8) [Δ 21]
交通基盤部	29		12	(2) [8]			41	(2) [8]	29		12	(1) [4]			41	(1) [33]	0	(1) [Δ 25]
出納局	5						5	(0) [0]	5						5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
企業局	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1						1	(0) [1]	1						1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5						5	(0) [0]	5						5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9						9	(0) [4]	9						9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	12		117	(96) [46]			129	(96) [58]	11		118	(93) [73]			129	(93) [73]	0	(3) [Δ 15]
警察本部、 警察署	44		28	(23) [13]			72	(23) [57]	46		28	(21) [13]			74	(21) [13]	Δ 2	(2) [44]
計	221	(0) [117]	224	(168) [107]	29	(12) [12]	474	(180) [236]	222	(0) [109]	225	(154) [113]	29	(5) [14]	476	(159) [236]	Δ 2	(21) [0]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に付設された機関で、健康福祉センターに付設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	474箇所
指摘等の箇所数	51箇所 (10.8%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに付設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	3	14		17
工事技術		2		2
事務事業	6	12	20	38
計	9	28	20	57

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は65件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(20ページから36ページ)のとおり)

(ア) 指摘(9件)

a 財務会計(3件)

(a) 支出関係(1件)

- 継続的資金前渡に係る立替払(同種事案の発生)(賀茂健康福祉センター)

(b) 財産関係(2件)

- 車検切れ車両の貸付(産業革新局新産業集積課)
- 薬品の不適切な管理(工業技術研究所)

b 事務事業(6件)

- 宗教法人に関する事務の処理遅延(総務局法務課)
- 運転免許証交付業務の不適切な取扱い(警察本部運転免許課)
- 特定個人情報を含む書類の紛失(文化局文化政策課)
- 要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付(医療局疾病対策課)
- 要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信(警察本部広報課)
- 海外駐在員の配偶者手当の不正受給(地域外交局地域外交課)

(イ) 注意(28件)

a 財務会計(16件)

(a) 収入関係(6件)

- 職員住宅貸付料の誤徴収(行政経営局福利厚生課)
- 不動産取得税の課税誤り(浜松財務事務所)
- 港湾占用料の徴収誤り(港湾局港湾企画課)
- 道路占用料の徴収誤り2件(袋井土木事務所、沼津土木事務所)
- 授業料の口座振替における事務処理誤り(清流館高等学校)

(b) 支出関係(3件)

- 県有資産所在市町村交付金の交付誤り（財務局資産経営課）
- 電柱共架料金の未払い（清水港管理局）
- 建設工事における不適切な契約事務（東京事務所）
- (c) 契約関係（2件）
 - 委託契約に係る不適切な処理（監査委員事務局監査課）
 - 包括外部監査契約に係る不適切な契約事務（総務局総務課）
- (d) 財産関係（3件）
 - 公有財産台帳の除去誤り（総務局総務課）
 - 庁舎のマスターキーの紛失（富士健康福祉センター）
 - モバイルパソコンの不適切な管理（デジタル戦略局電子県庁課）
- b 工事技術関係（2件）
 - 建設工事における不適切な監督・検査業務（産業革新局新産業集積課）
 - 建設工事における不適切な監督業務（島田商業高等学校）
- c 事務事業（12件）
 - 検査関係書類の紛失（政策管理局組合検査課）
 - 個人情報流出（同種事案の発生）（静岡土木事務所）
 - 緑茶の表示検査事業通知文の誤送付（農業局お茶振興課）
 - 個人情報を含む書類の紛失（富士健康福祉センター）
 - 生徒の個人情報が記載された資料の紛失2件（沼津西高等学校、静岡高等学校）
 - 生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失（浜松湖南高等学校）
 - 生徒の個人情報の漏洩（浜松城北工業高等学校）
 - 県立特別支援学校教諭の不適切な任用（教育委員会特別支援教育課）
 - 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り（富士土木事務所）
 - 運転免許学科試験における解答が印字された問題用紙の誤配布（警察本部運転免許課）
 - 生徒への不適切な言動（掛川工業高等学校）
- (ウ) 意見（20件）
 - a 事務事業（20件）
 - オープンデータの利活用の推進（デジタル戦略局データ活用推進課）
 - 地震防災センターの活用（危機情報課）
 - 内部統制制度の充実強化2件（行政経営局行政経営課、人事課、出納局会計支援課）
 - 職員のコンプライアンスの推進（行政経営局人事課）
 - テレワーク対応リフォーム補助制度の適正な執行（建築住宅局住まいづくり課）
 - 「演劇の都」づくりの推進（文化局文化政策課）
 - 公私連携による高等学校教育の充実（総合教育局私学振興課）
 - 静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の選定（福祉長寿局地域福祉課）
 - 保育施設の安全対策の推進（こども未来局こども未来課）
 - 婦人保護施設等における食事提供の経費の適正化（こども未来局こども家庭課）
 - 物価高騰対策事業に係る事務執行の適正化（商工業局経営支援課）
 - 建設工事における死亡事故ゼロに向けた安全対策の徹底（建設経済局工事検査課）
 - 水災害における総合的な対策の推進（河川砂防局河川企画課、土木防災課）

- 障害者雇用の推進（教育委員会教育総務課）
- 不祥事根絶に向けた取組（教育委員会教育総務課）
- 公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上（教育委員会高校教育課）
- 運動部活動の効率的・効果的な実施（教育委員会健康体育課）
- 夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し（教育委員会健康体育課）
- 不祥事の根絶への取組（警察本部監察課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に指摘等（57件）を行った51機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（9件）を行った9機関の改善措置状況は、67ページから72ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘9件

(1) 財務会計3件

ア 支出関係1件

監査箇所	区分	概要	
賀茂健康福祉センター	指摘	件名	継続的資金前渡に係る立替払（同種事案の発生）
		内容	<p>賀茂健康福祉センターは、令和5年度の継続的資金前渡について、5月22日から10月26日までの間、5件の立替払をした。</p> <p>このうち、4件の有料道路通行料及び有料駐車場代の支払いは、継続的資金前渡の現金残高を超えて支出していた。</p> <p>この件については、賀茂出納室による例月指導検査で繰り返し「注意事項」が発出され、再三に渡り是正が求められていたが、全く改善に結びつかなかった。</p>

イ 財産関係2件

監査箇所	区分	概要	
産業革新局 新産業集積課	指摘	件名	車検切れ車両の貸付
		内容	<p>産業革新局新産業集積課は、公益財団法人ふじのくに医療城下町推進機構に対し貸し付けていた車両について、当該財団が車検満了日の令和5年2月17日までに車検を実施していないにもかかわらず、令和5年3月14日に行った貸付物品現物確認において物品の状態を良好と判断した。このため当該財団は、令和5年2月17日から5月31日までの間、車両を車検切れのまま使用した。</p>
工業技術研究所	指摘	件名	薬品の不適切な管理
		内容	<p>工業技術研究所は、取扱いに関し指定証が必要な試薬を、指定証の返納後も所有していた。</p>

(2) 事務事業6件

監査箇所	区分	概要	
総務局 法務課	指摘	件名	宗教法人に関する事務の処理遅延
		内容	<p>総務局法務課は、担当者の事務放置により、令和2年度から令和4年度までの間に宗教法人から提出を受けていた51件の申請について、事務処理を遅延させた。</p>

監査箇所	区分	概要	
警察本部 運転免許課	指摘	件名	運転免許証交付業務の不適切な取扱い
		内容	警察本部交通部運転免許課は、令和5年3月に、運転免許システムの操作を誤り、運転免許センター及び警察署での運転免許証交付業務を約25分間停止し、来庁者のうち約140人が当日免許の交付を受けることができなかった。
文化局 文化政策課	指摘	件名	特定個人情報を含む書類の紛失
		内容	文化局文化政策課は、必要な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類を紛失した。
医療局 疾病対策課	指摘	件名	要配慮個人情報を含んだ書類の誤送付
		内容	医療局疾病対策課は、難病医療費受給者証更新申請に係る不承認通知の写し24件について、本来の送付先と異なる医療機関に誤送付した。流出した情報は、申請者24人の住所、氏名、疾病名（要配慮個人情報）であった。
警察本部 広報課	指摘	件名	要配慮個人情報及び捜査情報の誤送信
		内容	警察本部総務部広報課は、休日等に警察本部当直者が行う報道機関への情報提供時における指導が十分ではなかったことから、担当の当直者が傷害事件の容疑者の逮捕に関する広報資料を報道機関あてにメール送信した際、誤って他の事件に関する情報を含めて送信してしまったため、当該事件に係る要配慮個人情報及び捜査に関する内部情報が流出した。
地域外交局 地域外交課	指摘	件名	海外駐在員の配偶者手当の不正受給
		内容	地域外交局地域外交課職員（海外事務所駐在）は、公益社団法人静岡県国際経済振興会が、配偶者を駐在先に帯同している海外駐在員に支給する配偶者手当について、平成27年10月から事案が発覚した令和4年12月までの約7年3か月に亘り、配偶者が駐在先に不在であったにもかかわらず、手当の支給停止を申し出ることなく、計7,750,873円を不正に受給した。

2 注意 28 件

(1) 財務会計 16 件

ア 収入関係 6 件

監査箇所	区分	概要	
行政経営局 福利厚生課	注意	件名	職員住宅貸付料の誤徴収
		内容	行政経営局福利厚生課は、職員住宅貸付料の給与天引きを誤り、令和3年度から令和4年度までの間、過徴収1名分218,500円及び未徴収1名分218,500円を発生させた。
浜松財務事務所	注意	件名	不動産取得税の課税誤り
		内容	浜松財務事務所は、平成30年度及び令和3年度において、取得後5年以上経過した家屋に誤って不動産取得税を課税し、3件174,700円の誤徴収及び2件2,400円の還付加算金を発生させた。
港湾局 港湾企画課	注意	件名	港湾占用料の徴収誤り
		内容	<p>港湾局港湾企画課は、占用許可台帳管理システム（以下、「システム」という。）において単価改定があった際に、システム操作説明書に定める単価改定時の占用料再計算処理を行うよう出先機関に指示しなかった。</p> <p>そのためシステムを利用して納入通知書を発行した清水港管理局、田子の浦港管理事務所、浜松土木事務所において18者、計87,260円の過徴収が発生した。</p> <p>また、港湾企画課がシステムの保守管理をしている受託業者に単価改定を依頼する際に、一部誤った単価を記載したことから、清水港管理局において3者、計30,348円の徴収不足が発生した。</p>
袋井土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	袋井土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足80件1,823,891円、過徴収1件99,000円及び還付加算金1件1,100円を発生させた。
沼津土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	沼津土木事務所は、道路占用料の算定を誤り、平成30年度から令和4年度までの間、徴収不足60件1,692,440円、過徴収1件156,000円及び還付加算金1件3,100円を発生させた。
清流館高等学校	注意	件名	授業料の口座振替における事務処理誤り
		内容	清流館高等学校は、令和5年度第2期の授業料の口座振替において事務処理を誤り、96件の二重引落し処理を行った結果、82件4,059,000円の過徴収が発生した。

イ 支出関係3件

監査箇所	区分	概要	
財務局 資産経営課	注意	件名	県有資産所在市町村交付金の交付誤り
		内容	財務局資産経営課は、令和3年度及び令和4年度の県有資産所在市町村交付金の算定を誤り、牧之原市に対して169,100円の過大交付及び島田市に対して283,100円の過小交付を発生させた。
清水港管理局	注意	件名	電柱共架料金の未払い
		内容	清水港管理局は、平成17年2月及び令和3年1月に電力会社の所有する電柱にソーラス用の光ケーブルを共架する工事を実施したが、共架申込手続きが未了のまま、共架料（ソーラス用光ケーブル共架電柱10本分、未払額計119,925円）を支払っていなかった。
東京事務所	注意	件名	建設工事における不適切な契約事務
		内容	東京事務所は、令和4年度に発注した職員住宅ユニットバス交換工事において、随意契約の見積合わせに際して、事前に仕様書、設計書等を作成せずに、業者から聞き取った見積金額を予定価格として設定していた。 また、支出負担行為何の起案等を、見積合わせの前に行っていた。 加えて、定められた様式の建設工事請書を徴していないなど、契約事務が不適切であった。

ウ 契約関係2件

監査箇所	区分	概要	
監査委員事務局 監査課	注意	件名	委託契約に係る不適切な処理
		内容	監査委員事務局監査課は、静岡県監査委員の行う監査に係る予備監査業務等委託において、以下のとおり不適切な処理を行っていた。 ア 契約書の規定に反し、公認会計士ではない者（公認会計士試験合格者）が予備監査の責任者（チーフ）となっていた。 イ 委託費の額の変更通知が遅延していた。また、日付を遡って処理していた。
総務局 総務課	注意	件名	包括外部監査契約に係る不適切な契約事務
		内容	総務局総務課は、包括外部監査契約に関して、以下の不適切な契約事務を行った。 ア 告示により示された「補助者が包括外部監査人の事務を補助する期間」外に補助者が行った執務時間を実績に含めていた。 イ 包括外部監査人から報告された執務時間が、添付された領収書等と照合すれば事実と異なることが推定されるにもかかわらず、報告されたおりの執務時間により実績を算定していた。 ウ 旅費（車賃）の算定等を誤っていた。

工 財産関係3件

監査箇所	区分	概要	
総務局 総務課	注意	件名	公有財産台帳の除去誤り
		内容	総務局総務課は、電話加入権の現在高確認が不適切だったため、令和4年度末に、休止中の電話加入権2件103,000円を公有財産台帳から除却した。
富士健康福祉センター	注意	件名	庁舎のマスターキーの紛失
		内容	富士健康福祉センターは、旧保健所区域（本庁舎1階、地階の一部及び庁舎1階保健所棟）全ての部屋の開錠ができるマスターキー1本を紛失し、鍵の取り替え費用として272,800円が発生した。また、令和4年3月中旬にはマスターキーを紛失している可能性があったが、マスターキーの適正な管理を怠ったことなどから、鍵の取り替えは令和4年6月23日に行っており、この間、紛失したマスターキーの使用により庁舎への侵入や盗難等の被害が発生する恐れがあった。
デジタル戦略局 電子県庁課	注意	件名	モバイルパソコンの不適切な管理
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、令和3年度、職員にSDOモバイルパソコン計約5,300台を配布したが、令和4年度に実施したモバイルパソコン全台所在確認により7台の紛失が判明した。令和3年度中に紛失が判明した2台と合わせ、合計9台が紛失している。

(2) 工事技術関係2件

監査箇所	区分	概要	
産業革新局 新産業集積課	注意	件名	建設工事における不適切な監督・検査業務
		内容	産業革新局新産業集積課は、令和4年度に実施した防風フェンス設置工事において、監督・検査業務が適切でなく、基礎に関する構造上の安全性を確認しないまま、これを設置した。
島田商業高等学校	注意	件名	建設工事における不適切な監督業務
		内容	島田商業高等学校は、令和4年度に実施した昇降所棟屋上防水補修工事において、金属手すりの既存塗膜について、鉛、クロム等の有害物質含有試験の結果、基準値を超える鉛が含まれていたにもかかわらず、そのことに気付かないまま、塗膜くずの処分を完了した。

(3) 事務事業 12 件

監査箇所	区分	概要	
政策管理局 組合検査課	注意	件名	検査関係書類の紛失
		内容	政策管理局組合検査課は、令和4年10月12日から13日までの間に、検査先である農業協同組合と職員自宅間のいずれかで検査業務に係る事前検査資料等（個人情報を含む。）の書類を紛失した。
静岡土木事務所	注意	件名	個人情報の流出（同種事案の発生）
		内容	静岡土木事務所は、宅地建物取引業者免許証を交付する際に、交付書類に誤って別の宅建業者の「宅地建物取引業に従事する者の変更届出書」と「従業者名簿」を混在させた結果、当該別の宅建業者に係る従業者等11名分の氏名、住所、生年月日の個人情報を流出させた。 同所には、前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、これが改善に結びついていなかった。
農業局 お茶振興課	注意	件名	緑茶の表示検査事業通知文の誤送付
		内容	農業局お茶振興課は、令和5年1月に緑茶の表示検査事業通知文を送付する際、指導事項等を記載した調査票を入れ違えて送付した。お茶振興課は、令和4年9月に「静岡県中山間100銘茶協議会」会員のメールアドレスを漏洩させており、類似事例の発生を防ぐことができなかった。
富士健康福祉センター	注意	件名	個人情報を含む書類の紛失
		内容	富士健康福祉センターは、医療機関への立入検査業務にあたり、「診療所開設許可申請書」等が綴られたファイルを持ち出し、これを紛失した。紛失したファイルの中には医師免許証や履歴書の写しなど、個人情報が記載された書類が含まれていた。
沼津西高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。
静岡高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	静岡高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。
浜松湖南高等学校	注意	件名	生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失
		内容	浜松湖南高等学校は、サッカー部父母の会から預かった生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーを紛失した。

監査箇所	区分	概要	
浜松城北工業高等学校	注意	件名	生徒の個人情報の漏洩
		内容	浜松城北工業高等学校は、生徒貸出用 iPad を、教員個人のデータ保存領域（Google ドライブ）から生徒の個人情報（テスト素点及び評定）が閲覧できる状態のまま貸し出していた。
教育委員会 特別支援教育課	注意	件名	県立特別支援学校教諭の不適切な任用
		内容	教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和4年10月17日から令和5年8月8日までの任用は無効であった。
富士土木事務所	注意	件名	県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り
		内容	富士土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、2件77,400円の収入欠損が発生した。
警察本部 運転免許課	注意	件名	運転免許学科試験における解答が印字された問題用紙の誤配付
		内容	警察本部交通部運転免許課は、運転免許学科試験の問題用紙を印刷する際、誤って解答が印字された問題用紙を印刷し、東部運転免許センターに送付した。 東部運転免許センターは、問題用紙に解答が印字されていることに気付かず、令和5年3月31日実施の運転免許試験で、当該解答が印字された問題用紙を誤配布した。 この結果、問題用紙の誤配布があった試験を中断し、93人の受験者の試験をやり直すこととなった。
掛川工業高等学校	注意	件名	生徒への不適切な言動
		内容	掛川工業高等学校の教諭は、令和4年8月から令和5年4月にかけて、野球部の活動中に、部員生徒に対し、不適切な言動を日常的に繰り返し、生徒1人が心身の不調を訴えた。

3 意見 20 件

(1) 事務事業 20 件

監査箇所	区分	概要	
デジタル戦略局 データ活用推進課	意見	件名	オープンデータの利活用の推進
		内容	<p>オープンデータの利活用を推進するため、オープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、オープンデータを公開しています。また、オープンデータへの関心を高めるため、アイデアソン、ハッカソンを実施しています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数は年々増加していますが、令和4年度はダウンロード数が減少しています。オープンデータカタログサイトの認知度向上に努めるとともに、データに関する県民のニーズを把握する取組を進めるなど、オープンデータの利活用に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、令和7年度までの公開データセット数の目標を504件に設定し、取組を進めています。市町訪問や県、市町担当課向け説明会を行うなど公開拡充に向けた取組を行い、公開データ数は増加しましたが、目標の半数に至っていません。市町の公開状況を見ると、14項目全てを公開している市町がある反面、全く公開していない市町があるなど、取組状況の差が大きい状況にあります。</p> <p>今後、公開の進んでいる市町の取組の紹介や市町の状況に応じた支援を行うなど、関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充するよう努めてください。</p>
危機情報課	意見	件名	地震防災センターの活用
		内容	<p>県民の防災意識高揚及び防災対策の推進を目的として、地震防災センターを開設しています。</p> <p>地震防災センターの来館者は、令和元年度までは毎年41,000人程度で推移していましたが、令和2年度の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響及びリニューアル工事に伴う休館により、6月からの10ヶ月間で17,940人と大幅に減少しました。なお、令和3年度は24,373人、令和4年度は30,628人の来館者数となっており、回復傾向にあります。</p> <p>また、令和5年2月には、デジタル地震防災センターを開設し、来館困難者に対し地震防災を学習する機会を提供するとともに、地震防災センターへの来館者の掘り起こしにも取り組み、令和4年度中のデジタル地震防災センターへの来館（アクセス）状況は、令和5年2月16日の運用開始からの1ヶ月半で、「館内疑似見学ツアー」が2,914回、災害体験VRが25,114回となっており、今後の更なる活用が期待されることです。</p> <p>より多くの県民の防災意識を高め、防災対策を推進するためには、地震防災センターへの来館者が掘り起こされ、地震防災学習に興味のある多くの人たちに来館してもらう必要があることから、新ビジョン後期アクションプランの目標来館者数である年間60,000人が達成できるように広報の充実・強化を図り、地震防災センターのリニューアル効果やデジタル地震防災センターの開設効果を最大限に活かし、引き続き、県民にとって有意義な施設となるよう取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
行政経営局 行政経営課、 人事課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制制度の充実強化
		内容	<p>地方自治法の改正により内部統制制度が導入されてから3年が経過し、今後、国において「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しが見込まれているところですが、本県においても内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制制度の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1)令和2年度から4年度までの間に、内部統制の対象となる29リスクのうち12リスクについては不備が検出されていないことから、内部統制推進部局は、これらを現行のまま対象リスクとして挙げることの妥当性を検証するとともに、「重大な不備」として検出されたリスクや不備が多く検出されているリスク、定期監査等において監査結果が多数発生している事項等への対応の充実化を図ってください。</p> <p>(2)内部統制評価部局である行政経営課は、本県における内部統制制度の制度所管課として、制度の全般的な運営や職員への制度周知等の事務を担っています。しかし、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められていることに鑑みて、この体制が妥当であるとは言えません。国における「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の見直しに合わせて、内部統制制度所管課、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、内部統制推進部局が主体となって内部統制制度全般を所管するなど、本県における内部統制の体制の見直しを検討してください。</p>
行政経営局 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンスの推進
		内容	<p>コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組を進めているところです。</p> <p>しかしながら、令和4年度は、パワー・ハラスメントの相談件数が昨年度から7件増え、19件となっており、パワー・ハラスメントに対する意識が高まる一方で、職場における職員間のコミュニケーション不足や感情の行き違いなどが増えていることも要因と考えられます。相談者からは職場環境の改善を求める声も多いため、職場の実態把握による実情に応じた職場環境の改善等にも取り組んでください。</p> <p>また、公務上の懲戒処分が4件と過去5年間で一番多く発生しています。県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
建設住宅局 住まいづくり課	意見	件名	テレワーク対応リフォーム補助制度の適正な執行
		内容	<p>テレワーク環境の整備により、住まいと仕事の両立ができる住環境を形成するため、既存住宅のテレワーク対応リフォームに対する補助を実施しており、令和4年度は901件の補助（計256,437,000円）を行っています。この補助制度の利用者アンケートの結果によれば、96%が「リフォーム後に不満が解消された」と回答するなど一定の効果が見受けられます。</p> <p>しかし、本件補助金が利用者において適正に利用されているかに着目して監査したところ、補助金の申請に当たり、県は、補助金の交付条件に適合しているかなどの調査を実施することについて、利用者の同意を得ていますが、実績の確認は書面のみで行っており、臨場での確認を実施していませんでした。</p> <p>また、補助金の目的がテレワーク環境の整備であることから、実際にテレワークに活用されているかについての確認も必要であると考えられます。</p> <p>補助金が適正に交付され、補助制度がより有効に機能するよう、臨場検査の実施等を検討してください。</p>
文化局 文化政策課	意見	件名	「演劇の都」づくりの推進
		内容	<p>令和3年7月に策定した「演劇の都」構想は、県立劇団SPACを核として演劇を活性化し、人材育成、県民交流、観光活用につなげるほか、「演劇の都」の拠点としての舞台芸術公園（以下「公園」）の利活用も進め、さらに、SPACの事業や公園を周辺観光と連携させて、日本平周辺の観光活性化にも活用していく構想です。</p> <p>拠点としての公園について、観光への利活用計画や取組の実効性、公園の利活用の状況等に着目して監査したところ、令和4年度には、今後の公園利活用に向けツアー客に公園で演劇を鑑賞してもらうパイロット事業（委託費12,999,800円）を行うとともに、演劇等を行わない日に公園を観光の立ち寄り先として利用してもらうために演劇ミュージアムを整備（整備費5,858,640円）しています。</p> <p>いずれの取組も令和4年度には効果は表れていませんので、今後、パイロット事業等の結果を参考にすることで費用対効果に見合った持続可能な演劇鑑賞ツアー実施の検討や演劇ミュージアムの本格運用を行い、茶畑を含めた公園の日本平周辺の観光への利活用に努めてください。</p> <p>次に、「演劇の都」構想では、公園の拠点化に向けて、まずはSPACによる利活用の拡大を図り、県民への利活用を進めていくことを施策の方向としていますが、令和3年度と4年度の公園内野外劇場、BOXシアター、楕円堂の各劇場の使用状況を確認すると、稽古等での使用日数は89日から257日あるものの、公演等の使用日数は3日から16日とコロナ禍の影響を考慮しても非常に少なく、また県としても拠点化に向けて期待する公園での年間公演数の目標値を設定していません。公演日数が少ないため、公園での公演鑑賞者数は令和3年度1,412人、4年度1,361人という状況です。</p> <p>これまで、公園には30年間で104億円ほどの県費等を投入しており、SPACが専用使用している公園という資産を県民に還元し県民が利活用するということは、公園で行なわれるSPACの演劇活動を多くの県民が観に行くということですので、①SPACの世界的に評価され</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>る演劇を公園で披露する回数を増やすこと、②SPACは演劇アカデミーなどの人材育成や県民交流など幅広い取組を担っているため、年間公演回数を増やすことにも限りがあることが想定され、その場合、演劇アカデミーをはじめとする稽古風景を公開することなど、劇場を公開する回数を増やし、その広報を充実することにより、より多くの県民を呼び込む方策を検討してください。</p> <p>なお、公園の利活用を進めるうえで、公園の指定管理者をSPACに単独選定することが適当であるかについても検討してください。</p>
総合教育局 私学振興課	意見	件名	公私連携による高等学校教育の充実
		内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しているのに対し、公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、私立学校の定員は、平成28年度11,951人から令和5年度11,944人とほぼ変わっていませんが、公立学校の定員は21,890人（64.7%）から18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっています。公立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、私立、公立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
福祉長寿局 地域福祉課	意見	件名	静岡県総合社会福祉会館の指定管理者の選定
		内容	<p>静岡県総合社会福祉会館は、管理経費の縮減や利用者サービスの向上を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、(福)静岡県社会福祉協議会を令和5年度までの17年間にわたり、単独選定による指定管理者に指定して管理運営を行っております。</p> <p>指定管理者の手引きによれば、指定管理者の募集は、様々な経営能力を持つ団体が幅広く参加できるよう、公募によることを基本としており、特定のものしか公の施設の管理を最も能率的かつ効果的に行うことができないと県が判断する場合に限り、県民の理解が得られることを前提として単独選定とすることが出来ます。ただし、この場合でも、競争環境の中での選定を実施しない理由や当該団体を選定することでどのような効果が期待できるのかを書面等で明らかにし、説明責任を十分に果たすこととなっています。</p> <p>しかし、総合社会福祉会館の場合、(福)静岡県社会福祉協議会を指定する理由としては適切ではありますが、募集の段階で他の団体が排除される合理的な理由は必ずしも十分であるとはいえません。</p> <p>また、長年にわたり、同一団体が継続して運営していることで、前例踏襲による事業停滞のリスクも心配されるところです。</p> <p>このことから、静岡県総合社会福祉会館における指定管理者の指定については、公平性、公正性、競争性確保の観点から、事業者選考に当たっては、公募による選定を検討するなど、選考方法の見直しを行うほか、指定管理者の実施する事業に対し適切に指導を行うなど、より効率的・効果的な施設の管理運営に向けて取り組んでください。</p>
こども未来局 こども未来課	意見	件名	保育施設の安全対策の推進
		内容	<p>令和4年9月に静岡県牧之原市で発生した送迎バス内での死亡事故を受けて、令和4年10月28日に安全管理指針が策定され、「送迎車両運行に携わる者の管理と役割」「事故防止のための重要確認事項」「登園管理」「送迎車両の安全対策」「ヒヤリハット事例の収集・共有」「送迎マニュアルの策定と活用」が示されております。</p> <p>令和5年6月末時点での安全装置設置率は、静岡県では62.8%と全国平均の55.1%を上回っています。しかし、安全装置の設置は全ての車両に対して速やかに実施すべきものであり、事故発生県としては、決して高い数字とはいえません。</p> <p>このことから、子どもの送迎バスへの安全装置設置率が速やかに100%を達成するよう、対象施設へ積極的に働きかけるとともに、安全管理指針に沿って子どもの安全管理に万全を期すよう関係者への啓発や指導に取り組んでください。</p>
こども未来局 こども家庭課	意見	件名	婦人保護施設等における食事提供の経費の適正化
		内容	<p>清流荘では、1日3食及び各食の検食を施設内で調理し、入所者に提供していますが、実入所者が少ない状況の中、入所者一人あたりの経費は割高となっており、給食委託料と食材費を足し合わせて、配食実績で除すと、1食あたりの金額は5,000円超となり、県民目線で考えると、許容範囲とは言い難いと考えます。</p> <p>ここ数年の入所者実績は定員との乖離が大きいことから、実入所者数の動向を調査して適正な経費の設定を検討してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
商工業局 経営支援課	意見	件名	物価高騰対策事業に係る事務執行の適正化
		内容	<p>商工業局経営支援課は、コロナ禍に加え、物価高騰の影響を受ける県内中小企業の事業継続を支援する補助制度を創設し、小規模事業者も含め、支援策を展開することを目的に、令和4年度に中小企業者等物価高騰対策緊急支援事業費助成を実施しました。この事業を実施するに当たっては、補助金の審査業務や支出業務、事務局の設置、コールセンターの設置、システム構築等の業務を民間事業者に委託しています。</p> <p>本件補助事業は、当初、申請件数 1,600 件を想定していましたが、申請受付開始後に、この想定を大幅に超えた 17,000 件の申請が見込まれたことから、当初 184,831,796 円で締結した契約を 332,363,961 円に変更する契約を締結しています。（最終契約金額 334,457,261 円）</p> <p>また、受託業者が構築した申請システムにおける不具合により、申請受付日初日に申請者の個人情報が見えやすくなる事態が発生したため、直ちに申請受付を中止することになり、その後一定期間、補助金の申請受付が中断しました。</p> <p>本件補助事業は、物価高騰の影響を受けている県内中小企業等を緊急に支援するものであり、迅速かつ適正な支援を実施することが求められる中、制度設計当初における想定が不十分なままに事業が開始され、その結果、大幅に予算の補正や契約の変更が必要になったこと、システムの不具合により県民への支援に遅れが生じたことは看過できません。今後の事業実施に当たっては、迅速な事務が求められている中においても事業量を適正に精査して、事業が滞りなく実施されるよう対策を検討してください。</p>
建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事における死亡事故ゼロに向けた安全対策の徹底
		内容	<p>交通基盤部では、近年、死亡事故を含む建設工事事故が増加している状況を踏まえ、令和4年3月に「建設関連業務委託事故防止行動計画」を策定し、さらに、令和4年度には、地下埋設物の物損事故が多発している状況を踏まえ、新たに「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を作成し、建設工事等の安全対策の取組を実施してきたところです。</p> <p>これらの取組により、交通基盤部出先機関における令和4年度の工事事故件数は42件となり、令和3年度と比べて15件減少し、増加傾向にようやく歯止めが掛かりました。特に、地下埋設物の事故件数は、令和3年度の17件から令和4年度には5件と大幅に減少し、地下埋設物の事故防止対策の取組による効果が如実に現れた好事例となりました。</p> <p>しかしながら、令和4年度に死亡事故が1件発生しました。死亡事故防止が最重要課題であることはもちろんですが、今回の死亡事故は、同一施工業者により、同一箇所でも再発したものであり、このことは、重く受け止めなければなりません。本県の建設工事の安全対策目標として「死亡事故ゼロ」を掲げており、死亡事故の発生により、労働者の尊い生命が失われるだけでなく、事業全体の進捗が大幅に遅れるほか、社会的に大きな影響を与えることにもなることから、「死亡事故ゼロ」達成に向けた対策を強化してください。</p> <p>また、工事事故を減らす対策に特効薬はないと思われませんが、引き続き、工事事故の発生状況を分析し、建設業者と連携した工事事故防止対策を実施してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
河川砂防局 河川企画課、 土木防災課	意見	件名	水災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。対策の柱である流域治水プロジェクトと水災害対策プランは令和4年度末までの策定を目標にしていたましたが、令和4年9月の台風15号による甚大な被害を踏まえて見直しを行い、44水系の流域治水プロジェクトは令和5年度末を目標に、21地区の水災害対策プランは令和5年9月末を目標に計画策定を進めるものとなりました。また、併せて、506河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>この結果、令和4年度末までに、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は97.9%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは34水系、水災害対策プランは7地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まっています。</p> <p>また、高潮浸水想定区域図については、作成・公表の目標を令和5年度末までに延長しています。</p> <p>今年度も既に県内で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方に基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の危機意識を啓発して適切な避難行動につながるよう、県による高潮浸水想定区域図の作成・公表や、市町が行う洪水ハザードマップや要配慮者利用施設による避難確保計画の作成・公表への支援など、市町に対する県の支援施策が重要となっています。</p> <p>ハード対策については、流域治水プロジェクトや水災害対策プランに基づく河川改修などの整備をスピード感を持って実施してください。</p> <p>ソフト対策については、国や市町、庁内関係部局等と連携し、期限までに流域治水プロジェクト等の計画を策定するとともに、洪水浸水想定区域図及び高潮浸水想定区域図を作成するなどして、防災・減災対策に努め、計画策定や公表が遅れることのないよう、関係機関との調整や執行体制の強化を図ってください。</p>
教育委員会 教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和6年度までに法定雇用率を達成するロードマップを3年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和4年6月2日以降の1年間に新たに実人員で26人の障害者を雇用していますが、6年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。</p> <p>全国の法定雇用率を上回っている都道府県は26県(令和4年6月1日現在)で、前年度から3県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、上記雇用計画の推進に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p>
教育委員会 高校教育課	意見	件名	公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上
		内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成28年度21,890人（64.7%）から令和5年度18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は11,951人から11,944人とほぼ変わっていません。公私立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、</p>

監査箇所	区分	概要	
			<p>県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンリーワン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を長期的視点で高めるような取組に努めてください。</p>
教育委員会 健康体育課	意見	件名	運動部活動の効率的・効果的な実施
		内容	<p>教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の2つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和4年度は40件と3年度(33件)から7件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和4年度は12市町に対し64人の部活動指導員の配置を補助しており、3年度(11市町、52人)から1市町12人増えていることを確認しました。</p> <p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 健康体育課	意見	件名	夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し
		内容	<p>夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）の規定に基づき、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています（令和4年度の経費総額は29,850千円余）。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後も上がっていくことが想定されます。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。</p>
警察本部 監察課	意見	件名	不祥事の根絶への取組
		内容	<p>令和4年度中の不祥事多発を受け、警察本部では、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていますが、令和5年度に入ってから、白バイによるパトロール中の窃盗や覚醒剤取締法違反の疑いなど現役警察官が逮捕される不祥事が多発しています。</p> <p>これら不祥事は、県民の警察への信頼を著しく失墜させるものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。</p>